

令和 8 年度ハートフルとやま工賃向上事業仕様書

1 趣 旨

研修会の開催やアドバイザー派遣を通じて、就労継続支援事業所(A型・B型)に対し、障害者の工賃に対する意識改革や工賃向上のノウハウの獲得及び就労支援事業会計に関する知識やノウハウ等の理解を促すことで、第6期富山県工賃向上支援計画に定める目標工賃額の達成を図るもの。

2 委託事業名

令和8年度ハートフルとやま工賃向上事業研修等業務

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 工賃向上研修の開催

次の3種類の研修を開催すること。

- ア 経営マネジメント研修
- イ 自主製品及び技術指導に関する研修
- ウ デジタル等の新分野進出及び企業等との連携に関する研修

なお、研修は原則オンラインで開催すること(ただし現地での研修開催を妨げるものではない)。

① 開催回数(各回は半日程度を想定)

- ア 経営マネジメント研修 2回
(就労継続支援A型事業所向け、就労継続支援B型事業所向け 各1回)
- イ 自主製品及び技術指導に関する研修 1回
- ウ デジタル等の新分野進出及び企業等との連携に関する研修 1回

② 開催時期

令和8年10月～令和9年1月(各月に1回開催を想定)の月曜日から金曜日

③ 対象者

- ・ 県内の就労継続支援A型事業所
- ・ 県内の就労継続支援B型事業所

④ 内容

ア 経営マネジメント研修

- ・ 管理者や幹部職員を対象に、事業所を運営する上での就労支援会計知識や事業所を軌道に乗せるための経営手法について知識を共有
- ・ 工賃向上を取り組む上での基礎的な考え方を紹介
- ・ グループワークやディスカッションを交えて実践的な知識の習得に繋げる
- ・ 各回30事業所程度の参加を想定

イ 自主製品及び技術指導に関する研修

- ・ 自主製品づくりについてワークショップ形式で学ぶ参加型の研修
- ・ 自主製品の制作に必要な知識や技術、営業手法を紹介
- ・ 30事業所程度の参加を想定

※障害者アートによる自主製品の開発及びデザインの活用に関する研修について、可能であれば提案すること。

ウ デジタル等の新分野進出及び企業等との連携に関する研修

- ・ 事業所と企業等との連携を進めていくうえで参考となるノウハウの紹介
- ・ デジタル分野等の新分野進出に関する成功事例の紹介
- ・ 30事業所程度の参加を想定

(2) 事業所へのアドバイザー派遣

(ア) 就労継続支援A型事業所との個別面談

少なくとも県が指定する就労継続支援A型事業所に対して、アドバイザー※¹による個別面談を実施する。

※1 経営改善や技術指導に関して、事業所に助言をするための十分な知見を有する者。

① 対象事業所数及び回数

17事業所程度※²、事業所ごとに1回

※2 より多くの事業所への実施を妨げるものではない。

② 対象者

少なくとも県が指定する就労継続支援A型事業所

③ 内容

- ・事業所との日程調整を行い、面談日以前に各事業所の会計資料や経営改善計画書等の書類を確認する

- ・1つの会場で事業所ごとに時間帯を分けて個別面談を実施し、経営状況の聞き取りを行う

- ・事業所の状況をもとに、今後の経営に向けたアドバイスを行う

個別面談に使用する会場は県が確保することも可能であり、原則対面で実施する。

(イ) アドバイザー派遣

派遣先事業所のニーズや状況を踏まえて、アドバイザーを派遣する。

① 派遣事業所数及び派遣回数

少なくとも4事業所、事業所ごとに4回以上（派遣先の状況に合わせて変化する可能性がある）

② 対象者

- ・県内の就労継続支援A型事業所※³

- ・県内の就労継続支援B型事業所

※3 経営改善計画を提出している事業所

③ 内容

- ・事前打ち合わせを行い、派遣先の現状把握や今後の取り組み、スケジュール等を確認

- ・事業所に対して、経営状況の聞き取りや資料の閲覧を実施

- ・「工賃引上げ計画」の作成と実行のサポート

オンラインでの実施も可能。ただし、事業所ごとに1回以上は現地に赴くこと。

(ウ) 報告会の開催

アドバイザー派遣の成果を県内の事業所に対して発表する報告会を開催する。

原則オンラインで開催すること（ただし現地での研修開催を妨げるものではない）。

① 開催時期

(ア) アドバイザー派遣の終了後、2月以降に1回開催

② 対象者

- ・県内の就労継続支援A型事業所

- ・県内の就労継続支援B型事業所

③ 内容

- ・派遣先にて作成した「工賃引上げ計画」と計画に基づく実行の状況をまとめ、発表

- ・報告会を通じて「工賃引上げ計画」の重要性と効果をアピールし、来年度以降の工賃向上支援事業への更なる参加に繋げる

5 その他

(1) この事業は、国の会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。

(2) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。

(3) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

- (4) 事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (5) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (6) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、委託候補者とは、内容を協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画書等の内容から変更・修正する場合がある。